

社長のための勉強

令和4年7月1日

〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

印紙税についての基本をおさらい

印紙税は「契約書」「領収書」「手形」などの文書に対して課される税金です。これらの文章を作成した者が、定められた金額の収入印紙を貼り付け、これに消印して納付します。

作成した文章に印紙が必要なことを知らなかったり、貼り忘れた場合であっても、納付しなかった印紙税の額の3倍（自主的に申し出たときは1.1倍）の過怠税が徴収されます。また、貼り付けた印紙に所定の方法で消印をしなかったときは、その消印しなかった印紙の金額と同額の過怠税が徴収されます。

消印の方法は、文書の作成者又は代理人、使用人等の印章又は署名により、その文書と印紙の彩紋とにかけて判明に印紙を消さなければならないことになっています。

- ・消印する人は文書の作成者以外でも OK
- ・消印は印章でなくても署名でも OK（単に「印」と表示や斜線を引いたり、鉛筆での署名も簡単に消し去ることができるため消印したことにはなりません）
- ・複数人が共同して作成した文書に張り付けた印紙の消印は、作成者のうち誰か1人の消印で OK



郵送ではなく e-mail での配信を希望される方ご連絡ください